年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 15 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正を不要としたもの　　3件

厚生年金保険関係　　1件

国民年金関係　　2件

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600042号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600070号

第１　結論

請求期間①及び②について、請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和43年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成７年３月１日から平成９年５月１日
②　平成９年５月１日から平成10年１月１日

私は、平成７年３月にＡ社に入社し、平成９年５月からは、同社の経営者が新たに設立したＣ社（現在は、Ｄ社）に移り、同年12月に退職した。

請求期間①について、Ａ社における厚生年金保険被保険者の記録がないので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、Ｃ社は、社会保険の適用事業所ではなかったので、Ａ社において厚生年金保険被保険者となっていたが、同社における厚生年金保険被保険者の記録がないので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたＣ社が支払者の平成８年分給与所得の源泉徴収票（以下「平成８年分源泉徴収票」という。）及び預金通帳並びに複数の同僚の回答により、請求者は、期間の特定はできないものの、Ａ社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険被保険者の記録によると、請求者のＡ社における被保険者記録は確認できない上、Ｂ社は、請求期間①の書類は保存期間経過により廃棄しており、請求者に係る資料はない旨回答していることから、Ａ社における請求者に係る請求期間①の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、平成８年分源泉徴収票によると、社会保険料等の金額は22万2,035円、

平成８年８月 26 日就職とあり、摘要欄に前職のＡ社分として、「2960000」及び「164019」の記載が確認できるところ、「2960000」については、金額から給与であると推認できるが、Ｂ社は、請求期間①の書類は保存期間経過により廃棄している旨回答しており、Ｄ社は、当時の書類は廃棄しているため確認することができない旨回答していることから、上記 22 万 2,035 円及び「164019」に厚生年金保険料が含まれているか確認できない上、請求者が陳述する請求期間①当時の給与月額 40 万円から算出される平成８年分の厚生年金保険料は、22 万 2,035 円及び 16 万 4,019 円よりも高額である。

さらに、Ｅ市から提出された国民健康保険システム加入状況照会画面によると、請求者は、平成６年１月４日から平成 10 年１月 31 日までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、平成８年分源泉徴収票によると、年末調整されていることがうかがえるところ、前述のとおり、請求者は、請求期間①において国民健康保険に加入していることから、平成８年分源泉徴収票の社会保険料等の金額には、年末調整時に申告された国民健康保険料が含まれていることがうかがえる。

請求期間②について、請求者から提出された平成９年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票及び預金通帳により、請求者は、請求期間②のうちの一部において、Ｃ社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険被保険者の記録によると、請求者のＣ社における被保険者記録は確認できない上、Ｄ社は、請求期間②の書類は保存期間経過により廃棄しており、請求者に係る資料はない旨回答していることから、Ｃ社における請求者に係る請求期間②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、Ｃ社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないところ、請求者は、請求期間②において、同社に勤務していたが、同社は社会保険の適用事業所になっていなかったため、社会保険には関連会社のＡ社において加入していた旨陳述しており、Ｂ社及びＤ社は、Ａ社とＣ社は関連会社である旨回答しているが、Ｄ社は、請求期間②当時の同社の従業員の厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である旨回答しており、同社の従業員をＡ社で厚生年金保険に加入させていたか確認できない。また、Ｂ社は、請求期間②の書類は保存期間経過により廃棄しており、請求どおりの届出を行なったか及びＣ社の従業員をＡ社において厚生年金保険に加入させていたかは不明である旨回答しており、Ａ社における請求者に係る請求期間②の厚生年金保険被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料の納付について確認できない。

さらに、前述のとおり、Ｅ市から提出された国民健康保険システム加入状況照会画面によると、請求者は、平成６年１月４日から平成 10 年１月 31 日までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間①及び②にＡ社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名（請求者が請求期間①及び②当時に使用していたとする氏名を含む。）は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600089号
厚生局事案番号　：　東北（国）第2600002号

第１　結論

昭和45年４月から昭和49年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和14年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和45年４月から昭和49年10月まで

私の妻は、毎月、自宅に来ていた集金人に私と妻の二人分の請求期間に係る国民年金保険料を納付したので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、毎月、自宅に来ていた集金人に請求者の妻が請求者と妻の二人分の国民年金保険料を納付していたが、当該集金人は既に亡くなっている旨陳述しており、請求期間の国民年金保険料の納付状況について当該集金人に確認することができない。

また、A市は、請求者の居住地区における請求期間当時の納付組織について、資料がなく不明である旨回答していることから、請求期間当時の国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、請求者は、同じ集金人に国民年金保険料を納付していた友人は亡くなっている旨陳述しており、請求期間当時の国民年金保険料の納付の取扱いについて確認することができない。

加えて、請求者のオンライン記録によると、請求期間のうち昭和48年２月１日から同年８月１日までの期間は厚生年金保険被保険者期間として、平成20年４月１日に請求者の基礎年金番号に統合処理されていることが確認できるところ、統合処理前の当該期間の国民年金保険料が納付済であれば統合処理に伴い、国民年金保険料の過誤納が発生し、請求者に対して還付されるべきものであるが、当該期間の国民年金保険料が還付された記録は見当たらない。

また、請求者の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿（電子データ）（以下「国民年金被保険者台帳等」という。）によると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、請求者の妻の国民年金被保険者台帳等によると、請求期間のうち昭和45年４月から昭和48年３月までの期間及び昭和49年４月から同年10月までの期間は請求者の妻も未納であることが確認できる。一方、昭和48年４月から昭和49年３月までの期間について、請求者の妻の国民年金被保険者台帳等によると、国民年金保険料は納付されているが、請求者及び請求者の妻の国民年金被保険者台帳等及びオンライン記録によると、国民年金保険料が納付されている期間について納付年月日が確認できず、二人の国民年金保険料が毎月一緒に納付されていたかは不明であることから、請求者の妻の当該期間の納付記録をもって請求者の当該期間における国民年金保険料が納付されていたとまでは言えない。

さらに、請求者の妻は、請求期間に納付した毎月の国民年金保険料は、二人分で5,000円ぐらいだった旨陳述しているが、請求期間における国民年金保険料の月額は、一人分が昭和45年４月から同年６月までは250円、同年７月から昭和47年６月までは450円、同年７月から昭和48年12月までは550円、昭和49年１月から同年12月までは900円であり、請求者の妻が記憶する国民年金保険料額と乖離している。

加えて、請求者の戸籍の附票及び住民票によると、請求者はＢ町（現在は、Ａ市）以外に住民票を異動した記録がなく、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600090号
厚生局事案番号　：　東北（国）第2600003号

第１　結論

昭和45年４月から昭和48年３月まで及び昭和49年４月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和45年４月から昭和48年３月まで
②　昭和49年４月から同年10月まで

私は、毎月、自宅に来ていた集金人に私と夫の二人分の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、毎月、自宅に来ていた集金人に請求者が請求者と請求者の夫の二人分の国民年金保険料を納付していたが、当該集金人は既に亡くなっている旨陳述しており、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付状況について当該集金人に確認することができない。

また、Ａ市は、請求者の居住地区における請求期間①及び②当時の納付組織について、資料がなく不明である旨回答していることから、請求期間①及び②当時の国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、請求者は、同じ集金人に国民年金保険料を納付していた友人には連絡しないでほしい旨陳述していることから、請求期間①及び②当時の国民年金保険料の納付の取扱いについて確認することができない。

加えて、請求者の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿（電子データ）（以下「国民年金被保険者台帳等」という。）によると、昭和48年４月から昭和49年３月までの国民年金保険料は納付されていることが確認できるが、請求期間①及び②の国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、請求者の夫の国民

年金被保険者台帳等によると、請求期間①及び②は請求者の夫も未納であることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①及び②当時に納付した毎月の国民年金保険料は、二人分で5,000円ぐらいだった旨陳述しているが、請求期間①及び②における国民年金保険料の月額は、一人分が昭和45年４月から同年６月までは250円、同年７月から昭和47年６月までは450円、同年７月から昭和48年12月までは550円、昭和49年１月から同年12月までは900円であり、請求者が記憶する国民年金保険料額と乖離している。

さらに、請求者の戸籍の附票及び住民票によると、請求者はＢ町（現在は、Ａ市）以外に住民票を異動した記録がなく、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。